

報告第1号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年 4月27日提出
三宅町長 森田 浩司

三総第 9 4 4 号

三宅町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例に関する専決処分書

三宅町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、三宅町行政組織条例（昭和 5 1 年 3 月三宅町条例第 3 号）の施行に伴い、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

三宅町長 森田 浩 司

条例第 1 4 号

三宅町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

三宅町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三宅町基本構想審議会条例の一部改正)

第1条 三宅町基本構想審議会条例（平成21年9月三宅町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画課内」を「総合計画担当課内」に改める。

(三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 三宅町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年5月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画課」を「行政改革担当課」に改める。

(三宅町地方創生推進委員会設置条例の一部改正)

第3条 三宅町地方創生推進委員会設置条例（平成27年6月三宅町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地方創生担当課において処理する。

(三宅町学校給食運営委員会設置条例の一部改正)

第4条 三宅町学校給食運営委員会設置条例（平成26年3月三宅町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

(三宅町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第5条 三宅町子ども・子育て会議設置条例（平成25年9月三宅町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康子ども部子ども未来課」を「児童福祉担当課」に改める。

(三宅町要保護児童対策地域協議会設置条例の一部改正)

第6条 三宅町要保護児童対策地域協議会設置条例（平成28年3月三宅町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中

区分	関係機関
行政関係	幼児園
	健康子ども部

を

区分	関係機関
行政関係	要保護児童担当部局

に改める。

(三宅町障害者計画等策定員会設置条例の一部改正)

第7条 三宅町障害者計画等策定員会設置条例（平成26年3月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉課」を「障害福祉担当課」に改める。

(三宅町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正)

第8条 三宅町健康づくり推進協議会設置条例（平成26年3月三宅町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉課」を「健康増進担当課」に改める。

(三宅町河川占用料に関する条例の一部改正)

第9条 三宅町河川占用料に関する条例（平成12年3月三宅町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「土木建設課」を「道路管理担当課」に改める。

(三宅町都市計画審議会条例の一部改正)

第10条 三宅町都市計画審議会条例（昭和44年9月三宅町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進課」を「都市計画担当課」に改める。

(三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 三宅町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年3月三宅町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「土木環境部上下水道課」を「まちづくり推進部上下水道課」に改める。

(三宅町水道給水条例の一部改正)

第12条 三宅町水道給水条例（昭和42年12月三宅町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「町水道課職員」を「水道担当職員」に改める。

第35条第4号中「町水道課職員」を「水道担当職員」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

三宅町基本構想審議会条例の一部改正新旧対照表

第1条

改 正 後	現 行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総合計画担当課内</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画課内</u> において処理する。

三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部改正新旧対照表

第2条

改 正 後 (案)	現 行
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>行政改革担当課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。

三宅町地方創生推進委員会設置条例の一部改正新旧対照表

第3条

改 正 後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>地方創生担当課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

三宅町学校給食運営委員会設置条例の一部改正新旧対照表

第4条

改 正 後 (案)	現 行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>教育総務課</u>において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>学校教育課</u>において処理する。

三宅町子ども・子育て会議設置条例の一部改正新旧対照表

第5条

改 正 後	現 行
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>児童福祉担当課</u>において処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>健康子ども部子ども未来課</u>において処理する。

三宅町要保護児童対策地域協議会設置条例の一部改正新旧対照表

第6条

改 正 後		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	関係機関	区分	関係機関
福祉関係	略	福祉関係	略
保健医療関係	略	保健医療関係	略
教育関係	略	教育関係	略
警察・司法関係	略	警察・司法関係	略
行政関係	要保護児童担当部局	行政関係	<u>幼稚園</u> <u>健康子ども部</u>

三宅町障害者計画等策定委員会設置条例の一部改正新旧対照表

第7条

改 正 後	現 行
（庶務） 第7条 委員会の庶務は、 <u>障害福祉担当課</u> において処理する。	（庶務） 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉課</u> において処理する。

三宅町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正新旧対照表

第8条

改 正 後	現 行
(庶務) 第7条 推進協議会の庶務は、 <u>健康増進担当課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 推進協議会の庶務は、 <u>健康福祉課</u> において処理する。

三宅町河川占用料に関する条例の一部改正新旧対照表

第9条

改 正 後	現 行
(河川台帳の保管) 第3条 法第12条第1項の規定に基づき、河川台帳は <u>道路管理担当課</u> において保管するものとする。	(河川台帳の保管) 第3条 法第12条第1項の規定に基づき、河川台帳は <u>土木建設課</u> において保管するものとする。

三宅町都市計画審議会条例の一部改正新旧対照表

第10条

改 正 後	現 行
-------	-----

(庶務) 第7条 審査会の庶務は、<u>都市計画担当課</u>において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、<u>まちづくり推進課</u>において処理する。
--	---

三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

第11条

改 正 後	現 行
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の権限を有する町長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため<u>まちづくり推進部上下水道課</u>を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の権限を有する町長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため<u>土木環境部上下水道課</u>を置く。

三宅町水道給水条例の一部改正新旧対照表

第12条

改 正 後	現 行
(私設消火栓の使用) 第19条 略 2 演習のため私設消火栓を使用するときは、<u>水道担当職員</u>の立会を要する。	(私設消火栓の使用) 第19条 略 2 演習のため私設消火栓を使用するときは、<u>町水道課職員</u>の立会を要する。

(違反処分) 第35条 略 (4) 正当な理由なくして<u>水道担当職員</u>の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。	(違反処分) 第35条 略 (4) 正当な理由なくして<u>町水道課職員</u>の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
--	--